

公の施設の点検結果票

点検実施 令和5年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市仁愛館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他（ 母子生活支援施設 ）		
③ 担当課名	岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課		
④ 開設年月日	昭和23年8月1日		
⑤ 所在地	非公表		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	887.22㎡	
	構造/延床面積(㎡)	829.36㎡(南館:鉄筋コンクリート造629.24㎡,北館:コンクリートブロック造200.12㎡)	
	建設費(単位:千円)	130,640千円(南館:127,315千円,北館3,325千円)	
	施設内容	■南館:昭和60年改築3階建,母子室10室,集会室,学習室,共同浴室,事務室 ■北館:昭和37年築2階建,母子室10室,共同調理室,共同トイレ →[改築中:R6.6月完工予定]鉄筋コンクリート造5階建/520.56㎡ ○母と子が共に生活しつつ共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設として、入所している母子に対して、自立支援計画の策定、相談業務、家事・育児支援、学習支援等の各種支援を行う。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法第35条第3項・第38条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立母子生活支援施設条例
③ 条例に規定された設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともにその生活を支援し、もってこれらの者の自立を促進する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・安全・安心な生活の保障 ・生活基盤の再構築 ・退所後の相談、援助
⑤ 設置目的等の達成状況	様々な事情で入所された母及び子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら自立を支援している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日				
③ 開館時間				
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	延べ24世帯		
	令和3年度	延べ21世帯		
	令和4年度	延べ22世帯		
⑤ 主な利用者	その他（主に岡山市民。但し市外の母子も入居可。）			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	■北館:耐震基準等を満たしておらず、現在改築中である(R4年度解体、R5～R6年度新築[R6.6月完工予定])。 ■南館:設備最低基準を満たすため、及び長寿命化を図るため、R7年度に改修予定としている。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料					
	手数料					
	その他(雑入等)	516	208	187	304	
収入合計		516	208	187	304	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料				
		補助金等				
	小計		0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	180,921	135,177	46,271	120,790
		光熱水費	2,004	1,009	1,023	1,345
		小計	182,925	136,186	47,294	122,135
支出合計		182,925	136,186	47,294	122,135	
収支差額		-182,409	-135,978	-47,107	-121,831	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金				
	指定管理料				
	補助金等				
	自主事業収入からの繰入金				
	その他(雑入等)				
収入合計		0	0	0	0
支出	管理運営費				
	事業費				
	その他				
支出合計		0	0	0	0
収支差額		0	0	0	0

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	北館:改築中 (R6.6月完工予定), 南館:R7年度改修予定
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	南館外壁のひび割れ (R7年度改修工事で修繕予定)

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄などにより、配偶者と一緒に住むことができない事情にある子女で、養育すべき児童を有している世帯を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する必要がある。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		直営 現在は直営であるが、夜間・休日の安全管理、入所から退所後までの自立支援・ソーシャルワーク機能、DVや虐待などへの個別専門的なケア、地域との交流などが運営上の課題となっている。そのため、R7年度の南館改修後から、24時間の運営体制、専門職の継続的確保、長いスパンでの支援体制の整備等の実現に向けて、民間のノウハウや柔軟性等を活かす指定管理での運営を検討する予定である。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和7年4月1日～令和12年3月31日 (直営期間:5年)